

大磯町校内情報システム管理要綱

大磯町教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、町立の幼稚園、小学校、及び中学校（以下「学校等」という。）における教育活動、学習活動等を支援するために設置する校内ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）並びにデスクトップコンピュータ、ノート型コンピュータ、プロジェクター、デジタルカメラ、各種記録用メディア、ディスクドライブなどの情報機器備品（以下「情報機器備品」という。）の管理及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 ネットワーク並びに情報機器備品を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、学校等の職員、児童及び生徒とする。ただし、児童又は生徒が利用しようとするときは、あらかじめ学校等の職員の許可を得なければならない。

(利用目的等)

第3条 ネットワーク並びに情報機器備品は、次の号に掲げる目的又は用途に限り利用することができる。

- (1) インターネットを利用して、教育、学習等に関する情報を検索し、又は収集するとき。
- (2) 教育、学習等の教材として活用するための情報を収集し、及び加工するとき。
- (3) 教育活動、学習活動等の内容や成果をホームページに掲載し、及び発信するとき。
- (4) 電子メールを利用して、教育、学習等に関する情報交換又は連絡を行うとき。
- (5) 教育活動、学習活動に必要な情報や活動の状況を記録するとき。
- (6) その他教育委員会が適当であると認めるとき。

(総括管理者)

第4条 ネットワークの総括的な管理及び運用を行うために、校内ネットワーク総括管理者（以下「総括管理者」という。）1人を置く。

2 総括管理者は、各学校等の校長または所属長の職にある者をもって充てる。

(総括管理者の職務)

第5条 総括管理者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ネットワークの整備充実に関すること。
- (2) ネットワークの管理及び運用に係る指導並びに管理上及び運用上の支障に係る処理に関すること。
- (3) ネットワークの利用の開始、取消及び停止に関すること。
- (4) ネットワークの利用に係る利用者識別符号（以下「ID」という。）及び利用者暗証符号（以下「パスワード」という。）の交付に関すること。
- (5) ネットワーク上の情報の検査に関すること。

(6) ネットワークにおけるデータ及び個人情報の保護に関すること。

(7) ネットワークの不正使用の防止に関すること。

(8) その他ネットワークの管理及び運用に係る総括に関すること。

(管理責任者及び運用責任者)

第 6 条 各学校等のネットワークの管理及び運用を行うため、ネットワーク管理責任者(以下「管理責任者」という。)及びネットワーク運用責任者(以下「運用責任者」という。)各 1 人を置く。

2 管理責任者は、各学校等の教頭の職にある者をもって充てる。

3 運用責任者は、各学校等の職員のうちから校長又は所属長が選任する。

(管理責任者の職務)

第 7 条 管理責任者は、所属する学校等において、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) ID 及びパスワード等の管理に関すること。

(2) ネットワークの利用状況の監視に関すること。

(3) データ及び個人情報の管理に関すること。

(4) その他ネットワークの管理に関すること。

(運用責任者の職務)

第 8 条 運用責任者は、所属する学校等において、管理責任者の指示を受けるとともに、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) ホームページの開設及び更新に関すること。

(2) 利用者に対する指導及び助言に関すること。

(3) その他ネットワークの運用に関すること。

(ホームページの開設等)

第 9 条 運用責任者は、ホームページの開設又は更新をしようとするときは、管理責任者の承認を経て、総括管理者に届け出なければならない。

2 総括管理者は、前項の届け出があったときは、当該ホームページの内容を検査し、運用責任者に対し、必要な指導並びに助言を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 利用者は、個人情報を取り扱うときは、次の各号に定めるところにより、その保護に努めなければならない。

(1) 個人情報は、教育活動、学習活動等のために管理責任者が、必要があると認める場合に限り、記録することができる。

(2) 個人情報を記録しようとするときは、当該個人情報が記録されているものに対し、あらかじめ説明を行い、同意を得なければならない。

(3) ホームページに掲載することができる個人情報の範囲は、次の各号に定めるものとする。ただし、総括管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

ア 氏名については、姓のみを記載すること。

イ 写真については、個人が特定できるものは掲載しないこと。

ウ 住所、電話番号及び生年月日については、掲載しないこと。

エ 趣味、特技、意見等については、教育上の効果を斟酌し、必要に応じて掲載すること。

(データの保護)

第11条 管理責任者は、次の各号に定めるところにより、データの保護に努めなければならない。

(1) ネットワークに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータは接続しないこと。

(2) データは、定期的にバックアップし、又はフロッピーディスク、磁気テープ等の外部記憶媒体(以下「フロッピーディスク等」という。)に保存しておくこと。

(3) 業務等に不必要なソフトウェアをインストールし、又は出所不明のフロッピーディスク等を使用しないこと。

(4) 常にコンピュータウイルス(コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作成されたプログラムをいう。以下同じ。)の発見、駆除及び予防に努めること。

2 管理責任者は、コンピュータウイルス等によるネットワークの異常が認められたときは、直ちにネットワークの利用を中止するとともに、総括管理者に報告しなければならない。

(情報機器備品の管理)

第12条 情報機器備品の利用者は、使用目的を管理責任者に報告してから使用し、使用後は直ちに保管場所へ戻さなければならない。

2 情報機器備品は部外者に持ち出し不可能な鍵付きの保管場所に保管するものとする。

(利用状況の報告)

第13条 総括管理者は、必要に応じ、ネットワーク並びに情報機器備品の利用状況について管理責任者に報告を求めることができる。

(利用の停止等)

第14条 総括管理者は、ネットワーク並びに情報機器備品の整備、点検等を行うとき、又はこの要綱に違反していると認められるときは、ネットワークの一部又は全部の使用を停止し、又は中止させることができる。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。